



団体交渉開催決定！

申1号「障害休暇」及び「り災休暇」の適用を求める緊急申し入れ

申2号申1号「障害休暇」及び「り災休暇」の適用を求める緊急申し入れに対する団体交渉の早期開催を求める緊急申し入れ

申3号災害時における通勤及び勤務の取扱いに関する申し入れ

2月15日(月) 9時30分から！

申1号

1. 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合又は災害発生による交通しゃ断により出勤できなかった全ての社員に「障害休暇」を適用すること。
2. 雪害により災害救助法が発動された区域内に居住する社員で、家屋の崩壊等り災のおそれから出勤できなかった全ての社員に「り災休暇」を適用すること。

申2号

1. 申1号「障害休暇」及び「り災休暇」の適用を求める緊急申し入れに対する団体交渉を早期に開催すること。

申3号

1. 交通遮断時における通勤の考え方を明らかにすること。
2. 「障害休暇」及び「り災休暇」適用の判断はどこが行うのか明らかにすること。
3. 出勤する意思があるにも関わらず出勤手段がない場合の指示を明確にすると共に指示する側、指示を受ける側の教育を徹底すること。
4. 自家用車への「乗り合わせ」での出勤指示は行わないこと。
5. 企画部門を含む全系統の雪害に対応する要員確保の考え方について明らかにすること。
6. 休日明示の変更及び勤務変更は変更事由等を社員に通知すること。
7. 就業規則 88 条の 2 に基づく待機と休養の指示は時刻を明示した上で適正に行うこと。
8. 運休の決定等状況に応じて必要な出面を確保し、それ以外は自宅待機(免除)とすることで3密を回避すること。